

契約保全・収納・保険金 取扱規定

2 保険証券再発行

保険証券再発行

■契約者は、保険証券を紛失や汚損した場合に新たな保険証券の作成を申し出ることができます。

1. 保険証券再発行

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

すべての契約において手続きが可能です。

契約が失効している場合は、復活手続き完了後、保険証券再発行の手続きを行います。

(2) その他

- ・保険証券が再発行された場合、すでに発行済の保険証券は無効となります。
- ・保険証券が再発行された後に元の保険証券が発見された場合は、必ず回収のうえ取扱営業店に送付します。
- ・再発行した保険証券には、最新の契約内容が表示されます。

■「再発行」の表示について

SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約
保険証券の発行日欄に再発行日が印字される	証券下部の作成日の説明欄に再発行日が印字される

〈2〉手続き

(1) 方法

①お客様自身から電話またはLINEで依頼いただく

以下、[対象外契約] を除くすべての契約において、契約者からカスタマーセンターへの直接のお電話、またはLINEでのお手続きで証券再発行の手続きが完了します（請求書の提出は不要です）。海外渡航中は代理人からの請求も受け付けます。

[対象外契約]

- ・失効契約
- ・質権契約
- ・後見人登録をしている契約
- ・その他請求（名義変更、解約等）を受付中の契約
- ・（LINEのみ対象外）法人契約

②営業サポートセンターへ保険証券再発行手続きを依頼する

営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛て^{*}に必要書類を送付しますので、契約者から、同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

※送付先を代理店に変更することも可能です。

③必要書類を取扱営業店へ提出する

(2) 必要書類を参照してください。

*なお、契約者自身が、当社ホームページから保険証券再発行手続きに必要な書類を請求することも可能です。

(2) 必要書類

再発行の理由により、必要書類が異なります。

再発行理由	必要書類
紛失	<ul style="list-style-type: none">■ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書[*]¹■契約者の公的書類[*]²の写し 法人契約は印鑑証明書[*]³の提出が必要です。
汚損	<ul style="list-style-type: none">■ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書[*]¹■保険証券
盗難	<ul style="list-style-type: none">■ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書[*]¹■契約者の公的書類[*]²の写し 法人契約は印鑑証明書[*]³の提出が必要です。

※1 原則として機械作成請求書を使用します。機械作成請求書が使用できない場合は印刷帳票(印刷物番号:802664)を使用します。記入例はハンドブック9.名義変更を参照してください。

※2 運転免許証・資格確認書^{*}⁴・パスポート^{*}⁶・マイナンバーカード(表面)^{*}⁵・運転経歴証明書等対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。

- ・契約が法人契約でないこと
- ・親権者および後見人等からの請求でないこと
- ・質権契約でないこと
- ・対面で契約者の本人確認を実施していること
- ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
 - (ア) 本人確認書類名
 - (イ) 本人確認済みであること
 - (ウ) 確認者の署名

※3 印鑑証明書は原則発行日から6か月以内の原本または写しを提出してください。
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください(縮小不可)。

※4 「資格確認書」の取扱いについて
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号・被保険者記号・番号(読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む)を復元できない程度にマスキングしてください。

※5 「マイナンバーカード」の取扱いについて
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。

※6 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

〈3〉手続き完了連絡

送付先	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約	送付時期
代理店	—	保険証券(控) (最新の契約内容を記載) ・取扱営業店経由で到着	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送
契約者	手続き完了のお知らせ 保険証券 (最新の契約内容を記載)	保険証券 (最新の契約内容を記載)	